任意清算公告

当社は、平成二十七年二月二十八日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年三月二日

東京都品川区東大井五丁目一二番一〇号

合資会社小川酒店

代表社員　小川　欣也

債権申出の公告（第三回）

当社規約型企業年金は、平成二十六年十一月二十六日に確定給付企業年金法第八十三条第一号第一項に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二日

愛知県江南市小杁町鴨ヶ池三二〇番地

株式会社江南工業

規約型確定給付企業年金清算人

井上　錦一

ＪＲ奈良線第二期複線化（ＪＲ藤森から宇治・新田から城陽・山城多賀から玉水間）事業に係る環境影響評価準備書及び説明会開催の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第十四条第一項の規定に基づき、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しましたので、法第十六条及び第十七条の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

西日本旅客鉄道株式会社

代表取締役　真鍋　精志

大阪市淀川区西中島五―四―二〇　中央ビル四Ｆ

二、対象事業の名称、種類及び規模

ＪＲ奈良線第二期複線化（ＪＲ藤森から宇治・新田から城陽・山城多賀から玉水間）事業

普通鉄道の改良

第二期複線化延長　一四キロメートル

三、対象事業が実施されるべき区域

ＪＲ藤森から宇治間（九・九キロメートル）

新田から城陽間（二・一キロメートル）

山城多賀から玉水間（二・〇キロメートル）

四、関係地域の範囲

京都市伏見区、宇治市、城陽市、井手町

五、準備書及び要約書の縦覧場所、期間及び時間

京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町六一四番地　新京都センタービル四階

平成二十七年三月二日（月）から

平成二十七年四月一日（水）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前九時から午前十二時まで及び午後一時から午後五時まで

六、意見書の提出

本準備書について環境の保全の見地から意見を有している場合は、左記の記載事項を記入し書面にて提出してください。（インターネットも可）

㈠　氏名及び住所（法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

㈡　意見書の提出の対象である準備書の名称

㈢　準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

七、意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提出期限

平成二十七年四月十六日（木）まで

（当日必着）

提出先

郵送の場合

〒五三二―〇〇〇二　大阪市淀川区宮原四―二―一　メルパルク大阪郵便局

インターネットの場合

準備書に記載のアドレス

八、準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

平成二十七年三月十二日（木）

十九時から二十時三十分（予定）まで

京都市伏見区桃山町東旨一九

桃山東公会堂

平成二十七年三月十三日（金）

十九時から二十時三十分（予定）まで

京都市伏見区深草向畑町九三番地一

伏見区役所　深草支所

平成二十七年三月十六日（月）

十九時三十分から二十一時（予定）まで

京都市伏見区桃山町松平筑前一―一

ユニハイム桃山御陵

平成二十七年三月十七日（火）

十九時から二十時三十分（予定）まで

京都府綴喜郡井手町大字井手小字野神三八番地

井手小学校体育館

平成二十七年三月十八日（水）

十九時から二十時三十分（予定）まで

京都市伏見区桃山町立売一番六

社会福祉法人健光園

平成二十七年三月十九日（木）

十九時から二十時三十分（予定）まで

京都府綴喜郡井手町大字多賀小字内垣内二〇番地

多賀小学校体育館

平成二十七年三月二十日（金）

十九時から二十時三十分（予定）まで

京都府城陽市寺田正道一五二番地

東部コミュニティセンター

平成二十七年三月二十三日（月）

十九時から二十時三十分（予定）まで

京都府宇治市菟道出口四〇―七一

三室戸北集会所

平成二十七年三月二十四日（火）

十九時から二十時三十分（予定）まで

京都府宇治市五ヶ庄三番割二七番地

宇治小学校交流ホール

平成二十七年三月二十五日（水）

十九時から二十時三十分（予定）まで

京都府宇治市木幡赤塚四

木幡小学校体育館

平成二十七年三月二十六日（木）

十九時から二十時三十分（予定）まで

京都府宇治市宇治里尻五―九

ゆめりあうじ

平成二十七年三月二十七日（金）

十九時から二十時三十分（予定）まで

京都府宇治市大久保町上ノ山四二―三

南宇治コミュニティセンター

平成二十七年三月二日

大阪市北区芝田二―四―二四

西日本旅客鉄道株式会社

代表取締役　真鍋　精志

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成27年３月２日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（登録の抹消があった場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。